

## 評価のポイント

### CL-新人、専門的、倫理的、法的な実践能力 [96-新人] 患者の個人情報保護の基本

1. 以下に示す事例について、守秘義務および個人情報保護法の観点から、不適切な事柄がないか考えてみましょう。

入院中の患者Aがトイレから出た際に、ドアに右目の上眼瞼を打撲して、その後その部分が急に腫れてきて痛いと言っていると、面会中の家族から看護師Mに連絡があり、看護師Mは患者の病床を訪れた。看護師Mは患者Aの上眼瞼を観察し、リーダー看護師Nに報告したところ、NはMに眼瞼の左右がわかるように顔全体を撮影した写真をNの携帯電話へ送るよう指示した。リーダー看護師Nは、送られてきた写真を見て、外勤中である患者の主治医Oの個人の携帯電話へ患者の状態の説明を加えて、その写真を転送した。

事例においては、患者身体および創部などの写真撮影と個人情報保護について考える必要がある。

対象物・部位が顔面に存在するような場合に顔面の写真を撮影する行為に及んだならば、当該写真だけで特定の個人を識別することが可能となり、それだけで個人情報になる。顔面写真を提示する際には目を隠す、顔面の対象となる局所を撮影することが基本である。身体の部位、創部などの写真は、患者本人の情報であるため、プライバシーに係る情報にもなる。さらに、患者の顔などその容貌や姿態を含んでいる場合は、肖像権が問題となり、この場合は、患者本人の同意がなければ、撮影したり公開したりすることはできない。

本ケースにおいては、写真撮影と通信媒体による転送などに関する同意を患者本人に得ずに撮影している。しかも、個人の携帯電話で撮影し、それを異なる者（N）に転送し、さらに、異なる者（O）に転送され、同意を得ていない個人情報が漏洩されている。

このような場合には患者自身に同意を得ること、患者自身に同意を取ることが困難な場合には家族に同意をえることである。自分の写真を撮影されることに同意するか否か、公表されることに同意するか否かは、患者の権利（自己決定権）となる。医療側からみれば、これがインフォームド・コンセントに該当する。しかし、まず最初に代行の医師に連絡、報告、相談をし、指示を得る行動をとることが優先される。そのうえで、撮影行為の同意を得て、公的に使用できる撮影機材を用いて撮影し、電子カルテへの保存が必要となる。

<補足解説>

一方、顔面などの容貌に該当しない部位、かつ、それが個人を特定できない程度の性質（状態）の写真であれば、それ自体で特定の個人を識別でき難いといえる。しかし、その写真などを電子カルテの当該患者のデータとして保存すれば、当該電子カルテが個人情報に該当することになる。尚、患者の対象となる部位、創部などが極めて稀であって、当該の写真で個人を特定できるような場合はそれだけで個人情報になり得る。

2. 以下に示す事例について、守秘義務および個人情報保護法の観点から、不適切な事柄がないか考えてみましょう。

看護師Mは勤務病棟へ戻るため、同じ病棟に勤務する看護補助者と病院内のエレベータに乗った。その時、偶然、同僚の先輩看護師と学生時代の同期で別の病棟に勤務する看護師がエレベータに乗ってきたので、2人に挨拶し、同期を先輩に紹介した。その後、その場で看護師Mは自身が担当している患者の看護ケアに関する相談を先輩看護師にした。その時、先輩看護師は、当該患者の氏名と病名を聞いてきたので、看護師Mは種々のデータと健康状態を告げながら相談している途中でエレベータを降りた。エレベータ内には、他には白衣を着た人が1名とスーツを着た人が1名同乗していた。

事例においては、守秘義務について認識することが必要である。

顧客（患者）の情報を第三者に漏らしてはならない。一定の職業や職務に従事する者や従事していた者、または契約の当事者に対して課せられる職務上知った秘密を守るべきことや、個人情報を開示しないといった義務があり、医療関係者には「守秘義務」が課せられている。保健師助産師看護師法42条の2 保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならないとなっている。

課題の事例では、第三者の人々に患者の個人情報が知られるような環境の中で、同僚の先輩に相談をしている。このような環境下すべてにおいて、第三者の人に患者等の個人情報が晒されないことを厳守することが必要である。

### 3. 以下に示す事例について、守秘義務および個人情報保護法の観点から不適切な事柄がないか考えてみましょう。

看護師Mは、夜勤業務中に外線からの直通電話を受けた。「病院長の〇〇だが、そちらの診療科の部長と病棟医長、名簿にある研修医のPHSの番号を至急教えて欲しい」ということだった。電話の相手は、「緊急事態なので速やかに伝えて欲しい」と焦った感じで話された。看護師Mは「わかりました」と告げ、病棟に登録している当該の医師名簿とPHS番号のデータを即座に伝えた。電話の相手からは「忙しい時間に、しかも遅い時間にありがとう」と感謝の言葉を受けた。

事例においては、守秘義務について認識することが必要である。

一定の職業や職務に従事する者や従事していた者、または契約の当事者に対して課せられる職務上知った秘密を守るべきことや個人情報を開示しないといった義務があり、医療関係者には「守秘義務」が課せられている。保健師助産師看護師法42条の2 保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならないとなっている。

課題の事例では、不明な第三者へ電話を通じて他人の個人情報を何れの者にも許可を得ず伝えている。このように相手が不明なケースにおいては、相手の連絡先を確認したうえで、折り返し連絡するなどの対応が必要である。また、その際には同僚や上司などに電話の内容を共有し、対応を検討することが不可欠である。